**平成２１年（フ）第４３６号**
神奈川県厚木市妻田東１丁目21番２―504号
債務者　篠田　厚子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第２９２号**
新潟県新潟市東区新石山３丁目３番地２　メゾン五―１号
債務者　小田　俊英
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第８４号**
北海道伊達市南稀府町270番地35
債務者　白戸　幸太
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２１年（フ）第９９号**
北海道白老郡白老町日の出町４丁目41番地
日の出団地３棟204号
債務者　野本　洋揮
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２１年（フ）第１０５号**
北海道伊達市末永町33番地29
債務者　長橋　　圭
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２１年（フ）第１０７号**
北海道室蘭市港北町３丁目39番９号
債務者　西村三紀子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２１年（フ）第１３号**
北海道斜里郡斜里町文光町50番地11
債務者　合田　利和
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

**平成２１年（フ）第１６号**
北海道斜里郡小清水町字小清水784番地の25
債務者　湊谷　正人
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

**平成２１年（フ）第７４号**
岩手県奥州市水沢区羽田町字洗田369番地13
債務者　菊池　　祥
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２１年（フ）第７７号**
岩手県奥州市水沢区山崎町13番12号
債務者　小野　利恵
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２１年（フ）第２３４号**
群馬県高崎市箕郷町和田山317番地５
債務者　松本　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第２５８号**
群馬県藤岡市立石1250番地１
債務者　野村　俊之
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第２６０号**
群馬県安中市原市３丁目３番45号
債務者　長田　常美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第２００号**
埼玉県本庄市児玉町田端335番地　ツインハウスＢ202
債務者　鈴木　栄雄（旧名鈴木偉生）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２１年（フ）第２１０号**
埼玉県深谷市原郷305番地78　ハイツ中島103号
債務者　菅原　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２１年（フ）第２４５号**
埼玉県熊谷市中曽根30番地１
債務者　塚本　和枝
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２１年（フ）第２４８号**
埼玉県東松山市大字松山1684番地11　１―305
債務者　宮﨑　典子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２１年（フ）第２４９号**
埼玉県大里郡寄居町大字寄居117番地13
債務者　奈良　　操
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部